

貸室に係る取扱い基準（適用期間：令和2年9月19日～11月30日）

◎ 利用人数の制限

貸室ごとの最大人数を、定員の100%とする。

ただし、以下の利用については、定員の50%以下とする。

・大声を発するもの、または歌唱するもの。【例：合唱、詩吟、民謡、カラオケなど】

・飲食を伴うもの

・観客を動員する利用において、大声での歓声・声援等が想定されるもの

	部屋の名称	定員	(定員50%以下)
一階	集会室いこい	30	15名以下
	第5会議室	15	7名以下
二階	大ホール	500	250名以下
	大ホール半面	250	125名以下
	集会室ライラック	30	15名以下
	和室かっこう	12	6名以下
	和室さくら	24	12名以下
	和室全室	36	18名以下
	実習室	45	22名以下
三階	視聴覚室	100	50名以下
	講義室	50	25名以下
	第4会議室	22	11名以下
別館	集会室A	30	15名以下
	集会室B	50	25名以下
	集会室C	100	50名以下

◎ 利用にあたっての共通条件

- ・利用者全員のマスク着用、咳工チケット、手洗い等の励行
- ・利用日ごとに、利用者全員の氏名と緊急連絡先を記載した名簿を作成し、1か月間保管
- ・対人間隔を最低1メートル（可能であれば2メートル）あけて活動
- ・窓を開けるなどの適宜の換気

◎ 利用者へ共通にお願いする事項

- ・マスクの着用、手指消毒
- ・体調不良の場合（37.5度以上の発熱、咳・のどの痛み、倦怠感等）の活動の自粛